

議案第 87 号

勝山まちづくり会館の設置及び管理に関する条例の制定について

勝山まちづくり会館の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山地区全体の持続的な活性化を目指すまちづくり活動の拠点施設として、勝山まちづくり会館の設置及び管理を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山まちづくり会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 勝山地区全体の活性化を図るため、勝山地区住民及び関係者が主体となったまちづくり活動及び交流事業の拠点施設として、勝山まちづくり会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 勝山まちづくり会館
- (2) 位置 勝山市元町1丁目5番6号

(職員)

第3条 会館に館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 会館は、第1条の設置目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 勝山地区全体の活性化を図るために必要な事業
- (2) 各種の団体、機関等との連絡を図ること。
- (3) 会館の利用に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。

(開館時間)

第5条 会館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 館長が必要と認めるときは前項の規定にかかわらず、市長の承認を受けて変更することができる。

(休館日)

第6条 会館の休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の許可)

第7条 会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風紀を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 第1条の設置目的にそぐわないと認められるとき。
- (3) 施設等の破損又は滅失等のおそれがあると認められるとき。
- (4) その他、管理上支障があると認められるとき。

(遵守事項及び市長の指示)

第9条 市長は、会館使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の遵守事項を定め、会館の管理上必要があるときは、その使用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、使用の許可の取消し又は停止をすることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けたとき。
- (2) 前条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

(3) 第8条の各号の一に該当する理由が発生したとき。

(使用料)

第11条 会館の1時間当たりの使用料の額は、別表第1の区分により、使用者から徴収する。

2 前項の規定による使用料は、会館の使用後30日以内に納付しなければならない。

3 会館の使用申請に1時間未満の時間がある場合は、次に掲げる区分の使用料とする。

(1) 使用申請時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料の2分の1

(2) 使用申請時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たりの使用料

4 使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て次に掲げる区分に従って使用料を納付しなければならない。

(1) 使用時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料の2分の1

(2) 使用時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たりの使用料

5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(使用料の督促)

第12条 市長は、使用料を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 この条例に定めるもののほか、債権の管理については、勝山市債権管理条例(平成27年勝山市条例第2号)の例による。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。

(1) 公用又は公共用を目的とする事業の用に供するため、施設を使用するとき。

(2) 第4条第1号及び第2号に定める事業の用に供するため、施設を使用するとき。

(3) その他、市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 天災、気象その他使用者の責任によらない理由で、施設が使用できなくなったとき。

(2) 会館の管理上、特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(損害賠償)

第15条 使用者が、故意若しくは過失によって施設及び附属設備等を棄損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和39年勝山市条例第26号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

階数	室名	広さ（㎡）	基本	営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する場合		備考
				勝山市民	勝山市民以外	
1階	第1会議室	63	290円	430円	580円	
1階	第2会議室	32	230円	340円	460円	空調なし